長野県廃棄物処理計画 (第5期) の策定について

資源循環推進課

1 趣 旨

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、当県内における廃棄物の減量化・資源化及び適正な 処理に関する法定計画である「長野県廃棄物処理計画」を策定する。

2 長野県廃棄物処理計画(第4期)

- (1) 計画期間 平成28年度から令和2年度まで
- (2) 基本目標 「もったいない」を大切にして、ごみ減量日本一! ~美しい信州を次世代へ~
- (3) 重点施策 3 R (スリーアール) と 2 R を意識した取組

優先順位①
リデュース:排出抑制

優先順位②
リユース:再使用

優先順位③

| リサイクル:再生利用

3R(リデュース・リユース・リサイクル)の優先順位に従い、 リデュース・リユースの2Rを意識した取組により廃棄物の 減量化を進め、より環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進。

3 長野県廃棄物処理計画(第5期)

- (1) 計画期間 令和3年度から令和7年度まで
- (2) 策定概要

